

青 警 本 情 第 1 3 1 号

平 成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（平成27年12月青森県公安委員会規則第7号）が別添のとおり制定されたが、制定の理由、内容及び施行期日については、下記のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第31条の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の題名が「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、第3条第1項に規定される「電子証明書」が「署名用電子証明書」にそれぞれ改められたことから、所要の改正が行われたものである。

2 施行期日

平成28年1月1日

担当：情報管理課情報企画係

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

青森県公安委員会委員長 高畑 記子

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

新旧対照表

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>（電子情報処理組織による申請等） 第四条 略</p> <p>3 第一項の規定により電子申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p>二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書</p> <p>附則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> | <p>（電子情報処理組織による申請等） 第四条 略</p> <p>3 第一項の規定により電子申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p>二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書</p> <p>附則 この規則は、公布の日から施行する。</p> |